

第6次地震防災緊急事業五箇年計画

(令和3年度～7年度)

秋 田 県

秋田県 地震防災緊急事業五箇年計画

【総括編】

1. 目的

秋田県は、日本海中部地震（1983年）をはじめ、歴史上においても繰り返し大地震に見舞われ、人的・経済的に大きな被害を経験している。隣接地域においては、平成20年岩手・宮城内陸地震や、平成23年東北地方太平洋沖地震等の大地震が発生し、県内においても被害が発生している。また、平成25年8月に公表された「秋田県地震被害想定調査報告書」では、将来においても、県内及び本県の隣接地域を震源とする地震、並びに秋田県沖の日本海、いわゆる「地震空白域」を震源とする地震の発生と津波の襲来が予測されている。

このため、秋田県では、想定される地震の地震防災対策として、平成8年度に策定した地震防災緊急事業五箇年計画、その後の第2次～第5次地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、地震防災対策上において緊急性の高い箇所・施設について整備を推進してきた。

本計画においては、平成28年から開始された第5次地震防災緊急事業五箇年計画の未達成部分を含め、再度、地震防災上、整備すべき緊急性の高い項目を総合的に判断・抽出し、新たな地震防災緊急事業五箇年計画の策定を行うことにより、各種施設等の緊急的な整備を図り、県土の安全性の向上に努めるものである。

2. 計画対象地域の概要

(1) 想定地震

秋田県地震被害想定調査報告書（平成25年8月）に基づく想定地震は次のとおり。

- 1 能代断層帯
- 2 花輪東断層帯
- 3 男鹿地震
- 4 天長地震
- 5 秋田仙北地震震源北方
- 6 北由利断層
- 7 秋田仙北地震
- 8 横手盆地東縁断層帯北部
- 9 横手盆地東縁断層帯南部
- 10 真昼山地東縁断層帯北部
- 11 真昼山地東縁断層帯南部
- 12 象潟地震
- 13 横手盆地 真昼山地連動
- 14 秋田仙北地震震源北方 秋田仙北地震連動
- 15 天長地震 北由利断層連動
- 16 津軽山地西縁断層帯南部
- 17 折爪断層
- 18 雫石盆地西縁断層帯
- 19 北上低地西縁断層帯
- 20 庄内平野東縁断層帯
- 21 新庄盆地断層帯
- 22 海域A（日本海中部を参考）
- 23 海域B（佐渡島北方沖、秋田県沖、山形県沖を参考）
- 24 海域C（新潟県北部沖、山形県沖を参考）

- 25 海域A+B連動
- 26 海域B+C連動
- 27 海域A+B+C連動

想定地震断層モデルの位置図及び震度分布図（抜粋）を51ページから53ページに示す。

(2) 想定される地震災害の概要

(1) の想定地震による被害想定は以下のとおり。

①建物被害予測

地震動、液状化及び急傾斜地崩壊による建物の全壊率・全壊数を求めている。

建物に関する建築年次、位置情報等のデータを収集し、メッシュごとに構造別（木造、非木造）、建築年次別に分類している。建物データのメッシュへの配分に当たっては、メッシュ内の建物棟数粗密を考慮している。

②火災被害予測

出火要因は、一般火気器具、電熱器具、電気機器・配線、危険物施設、化学用品とし、季節変化や時刻変化があるものとして取り扱っている。

③人的被害の予測

地震による建物倒壊、急傾斜地崩壊、火災延焼と、津波浸水による死者・負傷者を対象としている。

④交通輸送施設の被害予測と機能支障

被害算出対象は、緊急輸送道路（高速道路、国道、主要地方道、一般県道）としている。

落橋・倒壊を大被害（機能支障あり）、亀裂・損傷を中小被害（機能支障なし）としている。

震度6強以上のエリアを対象として被害想定を行っている。

⑤ライフライン施設の被害予測と機能支障

上水道、下水道、ガス、電力及び通信の各施設を被害想定の対象としている。

3・地震防災対策の実施に関する目標

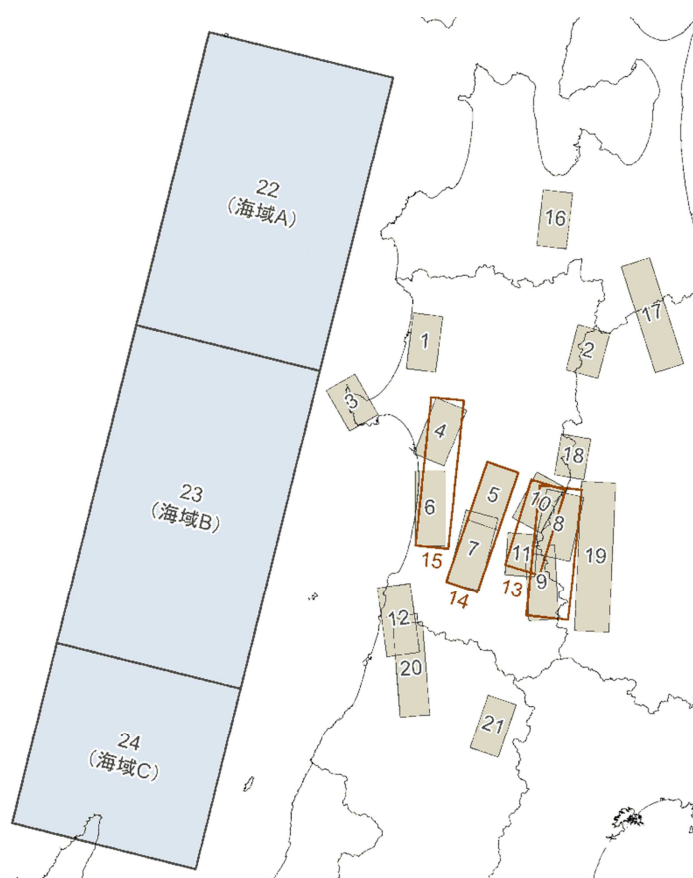
秋田県では、東日本大震災の発生を踏まえて、平成24年度から2箇年に渡って「秋田県地震被害想定調査」を実施しており、想定地震による地震動や津波による人的・物的被害のほか、ライフラインの被害や県民生活への影響等についての調査結果をとりまとめ、平成25年8月に公表している。

また、この調査結果に基づき、地震・津波対策の強化を柱として、平成26年3月に「秋田県地域防災計画」を修正し、防災対策を進めている。

一方、平成25年12月に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化法」が公布・施行され、本県では同法第13条に基づく地域計画として、「秋田県防災・減災・国土強靱化計画」（以下、「地域計画」）を令和3年9月に策定している。地域計画では、地震・津波を含む、大規模自然災害全般を対象として、本県の国土強靱化に資するハード・ソフト対策を取りまとめており、当該計画に基づいて、各種の事業・取組を進めている。

今後、本計画及び以上の計画等に基づき、計画的な地震防災対策事業の推進を図ることを目標とする。

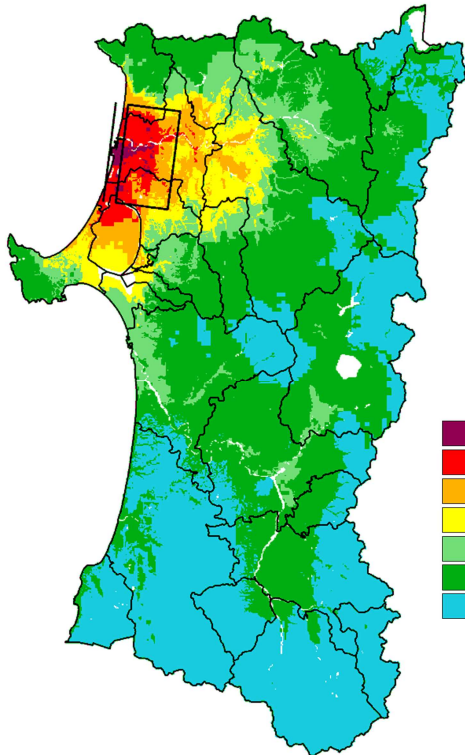
想定地震断層モデルの位置



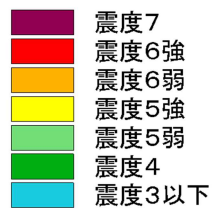
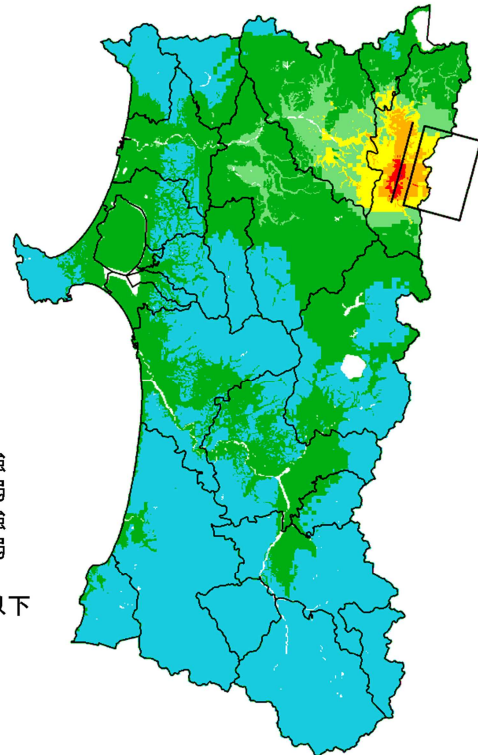
No.	想定地震	M	設定根拠
1	能代断層帯	7.1	国
2	花輪東断層帯	7.0	国
3	男鹿地震	7.0	過去に発生
4	天長地震	7.2	過去に発生
5	秋田仙北地震震源北方	7.2	県独自
6	北由利断層	7.3	国
7	秋田仙北地震	7.3	過去に発生
8	横手盆地東縁断層帯北部	7.2	国
9	横手盆地東縁断層帯南部	7.3	国
10	真屋山地東縁断層帯北部	7.0	国
11	真屋山地東縁断層帯南部	6.9	国
12	象潟地震	7.3	過去に発生
13	横手盆地 真屋山地連動	8.1	県独自
14	秋田仙北地震震源北方 秋田仙北地震連動	7.7	県独自
15	天長地震 北由利断層連動	7.8	県独自
16	津軽山地西縁断層帯南部	7.1	国
17	折爪断層	7.6	国
18	雫石盆地西縁断層帯	6.9	国
19	北上低地西縁断層帯	7.8	国
20	庄内平野東縁断層帯	7.5	国
21	新庄盆地断層帯	7.1	国
22	海域A(日本海中部を参考)	7.9	過去に発生
23	海域B(佐渡島北方沖,秋田県沖, 山形県沖を参考)	7.9	県独自
24	海域C(新潟県北部沖,山形県沖 を参考)	7.5	過去に発生
25	海域A+B連動	8.5	県独自
26	海域B+C連動	8.3	県独自
27	海域A+B+C連動	8.7	県独自

連動地震

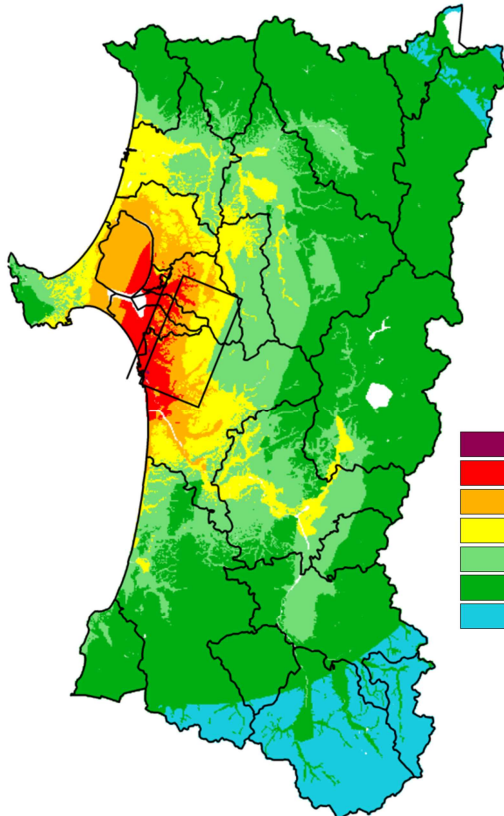
(1) 能代断層帯
【M=7.1, 最大震度：7, 詳細法】



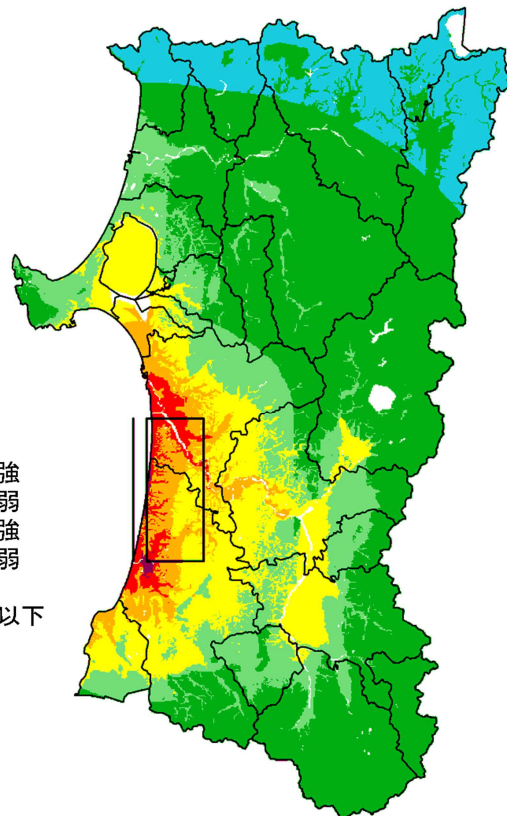
(2) 花輪東断層帯
【M=7.0, 最大震度：7, 詳細法】



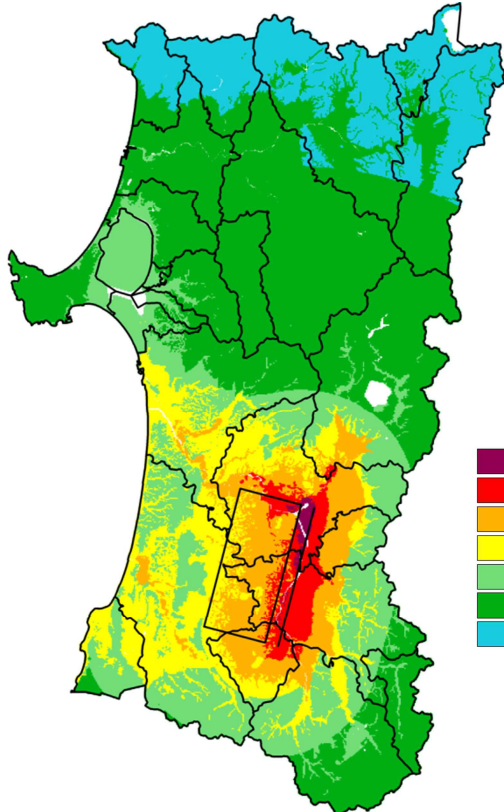
(4) 天長地震
【M=7.2, 最大震度：7, 簡易法】



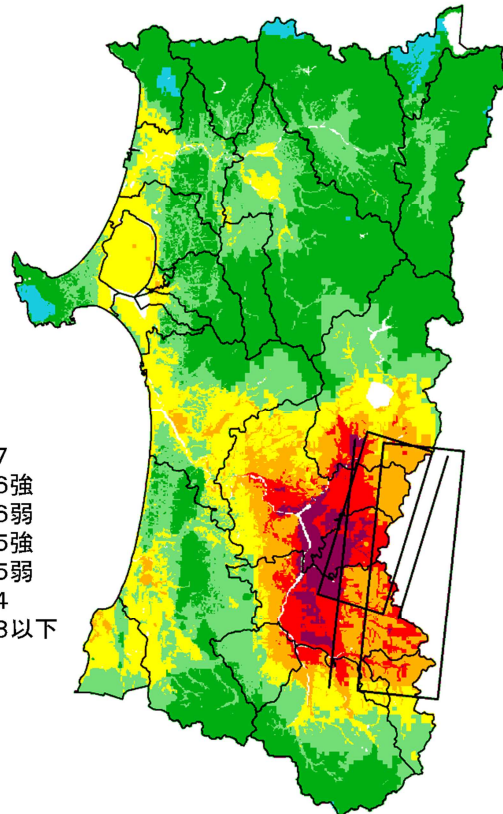
(6) 北由利断層
【M=7.3, 最大震度：7, 簡易法】



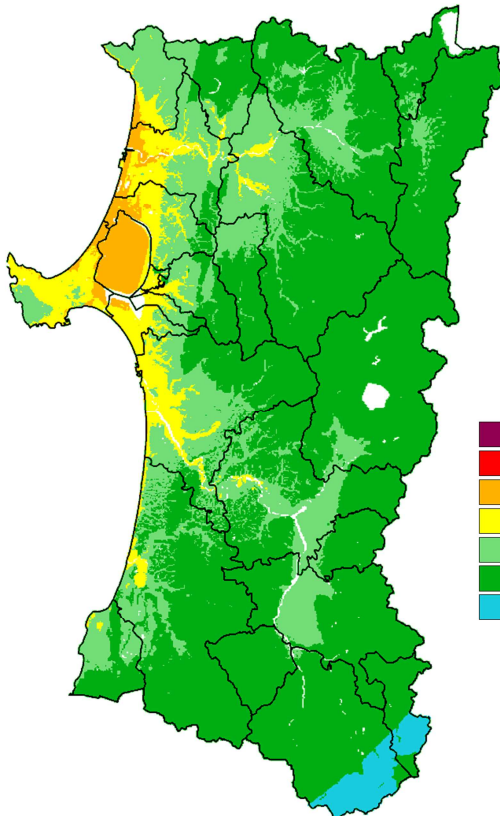
(7) 秋田仙北地震
【M=7.3, 最大震度：7, 簡易法】



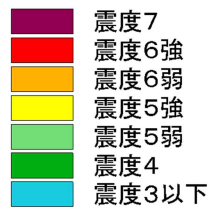
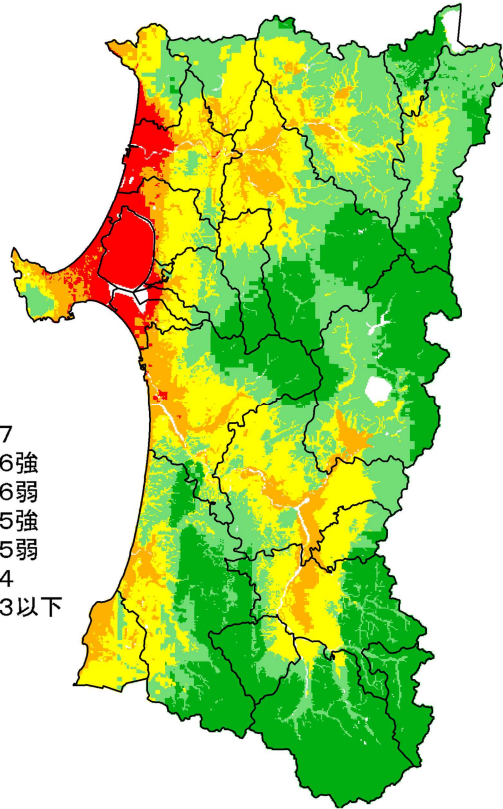
(13) 横手盆地 真昼山地連動
【M=8.1, 最大震度：7, 詳細法】



(22) 海域 A
【M=7.9, 最大震度：6弱, 簡易法】



(27) 海域 A+B+C 連動
【M=8.7, 最大震度：7, 詳細法】



4. 計画項目及び事業量・事業費（地震防災緊急事業五箇年計画総括表）

事業項目		事業量		事業費 (百万円)	
1号	避難地	85.86	ha	2箇所	891
2号	避難路	3.00	km	1箇所	500
3号	消防用施設	446	箇所		12,882
4号	消防活動用道路		km	箇所	
5号	緊急輸送道路等				
	5-1号 緊急輸送道路	17.20	km	36箇所	16,726
	5-2号 緊急輸送交通管制施設	263	箇所		915
	5-3号 緊急輸送ヘリポート		箇所		
	5-4号 緊急輸送港湾施設		箇所	バース	
	5-5号 緊急輸送漁港施設		箇所	バース	
6号	共同溝等	6.5	km	7箇所	4,526
7号	医療機関		施設		
8号	社会福祉施設		施設		
8の2号	公立幼稚園		棟	学校	
9号	公立小中学校等				
	9-1号 校舎	16	棟	1学校	1,369
	9-2号 屋内運動場	2	棟	2学校	343
	9-3号 寄宿舎		棟	学校	
10号	公立特別支援学校				
	10-1号 校舎		棟	学校	
	10-2号 屋内運動場		棟	学校	
	10-3号 寄宿舎		棟	学校	
11号	公的建造物	3	施設		925
12号	海岸・河川				
	12-1号 海岸保全施設	11	箇所	4,030 m ^{※1}	3,563
	12-2号 河川管理施設		箇所	m ^{※1}	
13号	砂防設備等				
	13-1号 砂防設備	21	箇所		4,383
	13-2号 保安施設	100	箇所		2,500
	13-3号 地すべり防止施設	11	箇所		3,791
	13-4号 急傾斜地崩壊防止施設	2	箇所		443
	13-5号 ため池	43	箇所		8,117
14号	地域防災拠点施設		施設		
15号	防災行政無線	1	箇所		817
16号	水・自家発電設備等	4	箇所		5,957
17号	備蓄倉庫	1	箇所		31
18号	応急救護設備等		基		
19号	老朽住宅密集対策	6.25	ha	3箇所	13,422
	合計				82,101

※堤防・護岸距離

【施設別編】

1号 避難地

1. 対象施設の整備に係る中長期目標の考え方

秋田県地域防災計画において、地震防災対策特別措置法第1条の2の規定に基づき、県及び市町村は地震災害時における避難者の一時的な安全を確保するため、避難地の整備を推進することとしている。

本県における避難地は以下の3つに分類し、各施設の整備目標等を以下のとおりとする。

(1) 広域避難地

地震災害時において、主として一市町村の区域内に居住する者の広域的避難の用に供する都市公園である。

面積は、概ね10ha以上（周辺の空地とあわせて避難地として10haとなる場合には、4ha以上）の都市基幹公園及び広域公園等を広域避難地に指定し、都市公園以外の広域避難地を含め歩行距離2km以内の避難圏域内人口1人当たり2㎡を目標とする。

(2) 一次避難地

震災による火災の発生時において、主として近隣住民の一時的避難に供する都市公園である。

面積が1ha以上の近隣、地区公園等を一次避難地に指定し、災害発生時の緊急な一次避難地として、学校施設等施設を含め歩行距離500m以内の避難圏域内人口1人当たり2㎡を目標とする。

(3) その他の避難地

市街地以外においても地震発生時に住民の避難場所として農村公園等の整備を行い、避難地を確保する。

2. 五箇年計画への計上の考え方

地震災害時における避難者の一時的な安全を確保するため、令和3年度から令和7年度までの5箇年に緊急に実施すべき事業を選定し、本計画に計上することとする。

秋田市では、既成の市街地において、広域避難地となる2箇所85.86haを計上した。

3. 整備計画

(1) 年次計画						
施設分類	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	合計
広域避難地	85.86 ha 2箇所	—————				85.86 ha 2箇所
概算事業費 (百万円)	109	102	408	131	141	891

(2) 個別計画						
事業主体 (位置)	事業名	事業量	概算事業費 (百万円)	実施予 定年度	所管省庁	実施目標との関係
秋田市	都市公園等事業 (千秋公園)	16.36ha	606	R3~R7	国土交通省	—
秋田市	都市公園等事業 (大森山公園)	69.50ha	285	R3~R7	国土交通省	—

4. 備考

【施設別編】

2号 避難路

1. 対象施設の整備に係る中長期目標の考え方

緊急災害時に、地域住民の安全かつ迅速な避難行動を確保するため、避難路や迂回路としての役割を有する農道及び林道の整備を進める。

避難路は、災害時に避難場所、避難所への経路として重要な役割を担うとともに、地震等による火災の延焼を防止する役割をも果たすものであり、各市町村の地域防災計画に定め整備を進めているところである。

2. 五箇年計画への計上の考え方

地震災害時における地域住民の避難ルートの安全を確保するため、避難路の整備を次のとおり計画へ計上した。

緊急災害時の迂回路や避難路として、幅員3m以上の林道を1箇所3.0km整備する。

3. 整備計画

(1) 年次計画

施設分類	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	合計
林道施設	3.0km 1箇所	—————				3.0km 1箇所
概算事業費 (百万円)	100	100	100	100	100	500

(2) 個別計画

事業主体 (位置)	事業名	事業量	概算事業費 (百万円)	実施予定年度	所管省庁	実施目標との関係
秋田県 八峰町	森林環境保全整備 事業(峰浜線)	3.0km 1箇所	500	R3~R7	林野庁	—

4. 備考

--

【施設別編】

３号 消防用施設

１. 対象施設の整備に係る中長期目標の考え方

地震による火災の初期消火及び延焼等の被害を未然に防止し、また被害の軽減を図るため消防用施設等の整備を推進する。

(１) 消防水利（耐震性貯水槽・防火水槽等）

本県では消防施設整備計画実態調査を基に、これまで計画的に消防水利の整備を進めているところである。

しかし、地震発生時における水道施設の損壊、消火栓の断水又は道路・建物等の損壊による消防用自動車の通行障害の発生など、消防活動に制約が予測されるため、耐震性貯水槽及び防火水槽など消防水利の整備を計画的に実施する。また、農業農村整備事業において、用排水路等の農業水利施設を計画的に整備しており、地震発生時に消火用水が確保できない場合は、本施設から緊急的に取水する地域防災機能も併せ持つものとしている。

(２) 消防車両（消防ポンプ自動車・はしご自動車・化学消防車等）

「消防力の整備指針」の改正に伴い、本県における消防ポンプ車の算定数は１９４台、はしご自動車１３台、化学消防車１７台、救助工作車１８台、救急自動車７６台となり、これらの算定数の確保が長期的な目標となる。

(３) その他消防用施設（消防緊急通信指令施設・消防団資機材・救助用資機材等）

通信指令施設については、緊急通報に対して、迅速かつ的確に対応できるよう、老朽既存施設の計画的な整備を推進する。

救助用資機材等については「救助隊の編成、装備及び配置等の基準を定める省令」に掲げる救助器具等の整備を図る。また、要救助者の救出に必要な高度救助用資機材の整備も推進する。

２. 五箇年計画への計上の考え方

(１) 消防水利（耐震性貯水槽・防火水槽・用排水施設等）

本県の消防水利については、算定数は２７、００２箇所であるが、整備数は１８、９２９箇所と充足率は７０．１％に止まっている。

このため、消防水利が不足する区域解消のために、８、０７３箇所の整備が必要であるが、本計画では消防水利が不足する区域面積が広い地域を中心に耐震性貯水槽を９５箇所、緊急的に消火用水を取水できる用排水路等を８箇所整備する。

このうち耐震性貯水槽については、地震発生時において、水道施設の損壊、消火栓の断水、道路・建物等の損壊による消防用自動車の通行障害の発生などにより消防活動に制約が予測される箇所を中心に整備する。

(２) 消防車両（消防ポンプ自動車・化学消防車等）

消防ポンプ自動車の算定数は１９４台であるが、整備数は２０８台と充足率は１０７％となっており、２８台（うち更新も含む）の整備を図る。

化学消防車の整備数は１５台であるが、危険物の製造所等において火災が発生した際の消火活動に不可欠であり、本計画では５台（うち更新も含む）の整備を図る。

救助工作車の算定数は１９台であるが、整備数は１７台と充足率は８９％であり、救助活動に的確かつ迅速に対応するため、３台（うち更新も含む）の整備を図る。

救急自動車の算定数は７６台であるが、整備数は８６台と充足率は１１３％であるが、今後、より高度な応急処置を実施するため、災害対応特殊救急自動車・高度救命処置用資機材（高規格救急自動車）４０台（うち更新も含む）の整備を図る。

3. 整備計画

(1) 年次計画						
施設分類	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	合計
消防水利 (用排水路等)	5 箇所	1 箇所	2 箇所			8 箇所
消防水利 (耐震性貯水槽)	18 箇所	21 箇所	18 箇所	20 箇所	18 箇所	95 箇所
消防車両 (ポンプ自動車、救急自動車等)	42 箇所	45 箇所	44 箇所	35 箇所	35 箇所	201 箇所
消防用 通信施設 (高機能消防指令センター総合整備事業)	1 箇所			1 箇所		2 箇所
その他 消防用施設 (消防団総合整備事業、高度救命処置用資機材等)	20 箇所	25 箇所	26 箇所	30 箇所	39 箇所	140 箇所
概算事業費 (百万円)	1,822	2,036	2,932	3,965	2,127	12,882

(2) 個別計画						
事業主体 (位置)	事業名	事業量	概算事業費 (百万円)	実施予定年度	所管省庁	実施目標との関係
秋田県 (鹿角市)	ため池等整備事業 (用排水)	1 箇所	698	R3~R6	農林水産省	—
秋田県 (五城目町)	ため池等整備事業 (用排水)	1 箇所	841	R3~R6	農林水産省	—
秋田県 (大仙市、横手市)	かんがい排水事業	1 箇所	1,080	R3~R7	農林水産省	—
秋田県 (横手市)	かんがい排水事業	1 箇所	570	R4~R7	農林水産省	—
秋田県 (大仙市)	かんがい排水事業	1 箇所	588	R5~R7	農林水産省	—
秋田県 (大仙市)	基幹水利施設ストックマネジメント事業	1 箇所	782	R3~R6	農林水産省	—
秋田県 (大仙市)	基幹水利施設ストックマネジメント事業	1 箇所	603	R3~R6	農林水産省	—
秋田県 (秋田市)	基幹水利施設ストックマネジメント事業	1 箇所	80	R5~R7	農林水産省	—

鹿角広域行政組合	緊急消防援助隊設備整備費補助事業 (災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車(Ⅱ型))	1箇所	65	R4	消防庁	—
鹿角市	消防防災施設整備費補助事業 (耐震性貯水槽40m ³ 型)	4箇所	40	R4, R6	消防庁	—
大館市	緊急消防援助隊設備整備費補助事業 (災害対応特殊小型動力ポンプ付水槽車)	1箇所	70	R6	消防庁	—
大館市	緊急消防援助隊設備整備費補助事業 (災害対応特殊救急自動車・高度救命処置用資機材)	1箇所	40	R7	消防庁	—
大館市	消防防災施設整備費補助事業 (耐震性貯水槽40m ³ 型)	10箇所	70	R3~R7	消防庁	—
大館市	施設整備事業 (消防ポンプ自動車)(市)	5箇所	120	R3, R4, R6, R7	消防庁	—
大館市	施設整備事業(指令車)(市)	1箇所	8	R3	消防庁	—
大館市	施設整備事業 (小型動力ポンプ付積載車)(市)	7箇所	49	R3~R7	消防庁	—
大館市	施設整備事業 (救急自動車)(市)	2箇所	80	R4, R5	消防庁	—
大館市	施設整備事業 (資機材搬送車)(市)	1箇所	12	R4	消防庁	—
北秋田市	消防防災施設整備費補助事業 (耐震性貯水槽40m ³ 型)	10箇所	90	R3~7	消防庁	—
北秋田市	緊急消防援助隊設備整備費補助事業 (災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車)	1箇所	65	R5	消防庁	—
北秋田市	施設整備事業 (救助工作車)	1箇所	120	R4	消防庁	—
北秋田市	緊急消防援助隊設備整備費補助事業 (災害対応特殊救急車・高度救命処置用資器材)	1箇所	38	R4	消防庁	—
北秋田市	施設整備事業 (消防ポンプ自動車)	3箇所	68	R3, R5, R7	消防庁	—
北秋田市	施設整備事業 (小型動力ポンプ付積載車)	4箇所	32	R4~R7	消防庁	—

北秋田市	施設整備事業 (小型動力ポンプ)	4箇所	8	R4~R7	消防庁	—
北秋田市	施設整備事業 (消防団器具置場)	3箇所	18	R3~R5	消防庁	—
北秋田市	施設整備事業 (広報車)	2箇所	11	R6, R7	消防庁	—
北秋田市	施設整備事業 (資器材搬送車)	1箇所	11	R7	消防庁	—
北秋田市	施設整備事業 (災害対応特殊救急車・高度救命処置用資器材)	1箇所	35	R3	消防庁	—
能代山本広域市町村圏組合	緊急消防援助隊 施設整備費補助金 (国) (災害対応特殊救急自動車、高度救命処置用資機材)	1箇所	41	R3	消防庁	—
能代山本広域市町村圏組合	消防施設整備事業 (組) (災害対応特殊救急自動車、高度救命処置用資機材)	3箇所	125	R3, 4, 5	消防庁	—
能代山本広域市町村圏組合	緊急消防援助隊 施設整備費補助金 (国) (搬送用フィルター装置)	1箇所	2	R4	消防庁	—
能代山本広域市町村圏組合	緊急消防援助隊 施設整備費補助金 (国) (災害対応特殊消防ポンプ自動車)	2箇所	92	R4, R6	消防庁	—
能代山本広域市町村圏組合	緊急消防援助隊 施設整備費補助金 (国) (災害対応特殊水槽付き消防ポンプ自動車)	2箇所	129	R5, 7	消防庁	—
能代山本広域市町村圏組合	緊急消防援助隊 施設整備費補助金 (国) (救助用資器材)	1箇所	8	R7	消防庁	—
能代山本広域市町村圏組合	消防施設整備事業 (組) (指令車)	2箇所	9	R6, 7	消防庁	—
能代市	[市]消防団拠点施設整備事業 (消防器具置場、車庫休憩所)	2箇所	31	R6~7	消防庁	—
秋田市	消防防災施設整備費補助事業 (耐震性貯水槽100m ³ 型)	4箇所	56	R4~R7	消防庁	—

秋田市	緊急消防援助隊設備整備費補助事業 (災害対応特殊化学消防ポンプ自動車Ⅱ型)	1箇所	78	R7	消防庁	—
秋田市	緊急消防援助隊設備整備費補助事業 (災害対応特殊救急自動車)	4箇所	92	R4~R7	消防庁	—
秋田市	緊急消防援助隊設備整備費補助事業 (災害対応特殊泡原液搬送車)	1箇所	22	R5	消防庁	—
秋田市	緊急消防援助隊設備整備費補助事業 (支援車Ⅱ型)	1箇所	36	R4	消防庁	—
秋田市	緊急消防援助隊設備整備費補助事業 (支援車Ⅳ型)	1箇所	10	R4	消防庁	—
秋田市	緊急消防援助隊設備整備費補助事業 (救助工作車)	1箇所	96	R6	消防庁	—
秋田市	緊急消防援助隊設備整備費補助事業 (救助用資機材)	1箇所	28	R6	消防庁	—
秋田市	緊急消防援助隊設備整備費補助事業 (高度救助用資機材)	1箇所	27	R6	消防庁	—
秋田市	緊急消防援助隊設備整備費補助事業 (高度救命処置用資機材)	4箇所	40	R4~R7	消防庁	—
秋田市	施設整備事業(市) (災害対応特殊化学消防ポンプ自動車Ⅱ型)	1箇所	78	R3	消防庁	—
秋田市	施設整備事業(市) (小型動力ポンプ積載車)	25箇所	100	R3~R7	消防庁	—
秋田市	施設整備事業(市) (災害対応特殊救急自動車)	3箇所	69	R3, R6, R7	消防庁	—
秋田市	施設整備事業(市) (高度救命処置用資機材)	3箇所	30	R3, R6, R7	消防庁	—
秋田市	施設整備事業(市) (消防団総合整備事業~可搬式小型動力ポンプ)	25箇所	40	R3~R7	消防庁	—
秋田市	施設整備事業(市) (消防団総合整備事業~救助資機材搭載型消防ポンプ自動車)	5箇所	135	R3~R7	消防庁	—
秋田市	施設整備事業(市) (支援車Ⅳ型)	1箇所	10	R3	消防庁	—

男鹿地区消防一部事務組合 (潟上市)	緊急消防援助隊設備整備費補助事業 (災害対応特殊救急自動車・高度救命処置用資機材)	1箇所	37	R4	消防庁	—
男鹿地区消防一部事務組合 (潟上市)	緊急消防援助隊設備整備費補助事業 (災害対応特殊救急自動車・高度救命処置用資機材)	1箇所	37	R5	消防庁	—
男鹿地区消防一部事務組合 (男鹿市)	緊急消防援助隊設備整備費補助事業 (災害対応特殊化学消防ポンプ自動車)	1箇所	67	R6	消防庁	—
男鹿地区消防一部事務組合 (男鹿市)	緊急消防援助隊設備整備費補助事業 (災害対応特殊大型高所放水車)	1箇所	90	R7	消防庁	—
男鹿地区消防一部事務組合 (男鹿市)	緊急消防援助隊設備整備費補助事業 (災害対応特殊救急自動車・高度救命処置用資機材)	1箇所	37	R7	消防庁	—
五城目町	[町]消防車両整備事業 (小型動力ポンプ付積載車)	13箇所	77	R3~R5	消防庁	—
五城目町	[町]消防車両整備事業 (資器材搬送車)	1箇所	12	R4	消防庁	—
湖東地区行政一部事務組合	緊急消防援助隊設備整備費補助事業 (災害対応特殊救急自動車・高度救命処置用資機材)	2箇所	66	R3, R5	消防庁	—
湖東地区行政一部事務組合	緊急消防援助隊設備整備費補助事業 (搬送用アイソレータ装置)	2箇所	2	R3, R5	消防庁	—
湖東地区行政一部事務組合	緊急防災・減災対策事業 (救助工作車)	1箇所	120	R6	消防庁	—
由利本荘市	緊急消防援助隊設備整備費補助事業 (災害対応特殊消防ポンプ自動車)	2箇所	103	R3~R6	消防庁	—
由利本荘市	緊急消防援助隊設備整備費補助事業 (災害対応特殊救急自動車)	3箇所	99	R4~R7	消防庁	—
由利本荘市	消防防災施設整備費補助事業 (耐震性貯水槽 40m ³ 型)	45箇所	494	R3~R7	消防庁	—

由利本荘市	[市] 非常備消防機械器具等整備事業 (小型動力ポンプ付積載車)	14 箇所	144	R4~R7	消防庁	—
由利本荘市	[市] 非常備消防機械器具等整備事業 (小型動力ポンプ付軽積載車)	10 箇所	72	R3~R6	消防庁	—
由利本荘市	[市] 非常備消防機械器具等整備事業 (消防団総合整備事業(小型動力ポンプ積載車))	5 箇所	34	R5~R7	消防庁	—
由利本荘市	[市] 非常備消防機械器具等整備事業 (消防団総合整備事業(小型動力ポンプ))	14 箇所	26	R3~R7	消防庁	—
由利本荘市	[市] 非常備消防機械器具等整備事業 (消防団総合整備事業(消防団拠点施設))	13 箇所	156	R3~R7	消防庁	—
にかほ市	緊急消防援助隊施設整備費補助事業 (災害対応特殊救急自動車)	1 箇所	35	R4	消防庁	—
にかほ市	防災対策事業 (高機能消防指令センター)	1 箇所	263	R3~R5	消防庁	—
大曲仙北広域市町村圏組合	緊急消防援助隊施設整備費補助事業 (災害対応特殊化学消防ポンプ自動車)	1 箇所	79	R3	消防庁	—
大曲仙北広域市町村圏組合	緊急消防援助隊施設整備費補助事業 (災害対応特殊救急自動車・高度救命処置用資機材)	1 箇所	32	R3	消防庁	—
大曲仙北広域市町村圏組合	緊急消防援助隊施設整備費補助事業 (災害対応特殊消防ポンプ自動車)	1 箇所	39	R6	消防庁	—
大曲仙北広域市町村圏組合	(組) 施設整備事業 (消防ポンプ自動車)	5 箇所	195	R4~R7	消防庁	—
大曲仙北広域市町村圏組合	(組) 施設整備事業 (高規格救急自動車・高度救命処置用資機材)	5 箇所	175	R4~R7	消防庁	—
横手市	消防防災施設整備費補助事業 (耐震性貯水槽 40 m ³ 型)	15 箇所	220	R3~R7	消防庁	—

横手市	消防防災施設整備費補助事業 (高機能消防指令センター総合整備事業)	1箇所	1,200	R6	消防庁	—
横手市	緊急消防援助隊設備整備費補助事業 (災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車)	1箇所	85	R3	消防庁	—
横手市	緊急消防援助隊設備整備費補助事業 (災害対応特殊消防ポンプ自動車)	1箇所	47	R5	消防庁	—
横手市	緊急消防援助隊設備整備費補助事業 (災害対応特殊救急自動車・高度救命処置用資機材)	1箇所	46	R5	消防庁	—
横手市	緊急消防援助隊設備整備費補助事業 (災害対応特殊化学消防ポンプ自動車)	1箇所	95	R6	消防庁	—
横手市	【市】常備消防施設等整備事業(高規格救急自動車・高度救命処置用資機材)	4箇所	186	R3, R4, R7	消防庁	—
横手市	【市】消防施設等整備事業(消防ポンプ置場)	15箇所	78	R3~R7	消防庁	—
横手市	【市】消防施設等整備事業(小型動力消防ポンプ付軽積載車)	22箇所	137	R3~R7	消防庁	—
横手市	【市】消防施設等整備事業(軽積載車)	4箇所	19	R3, R6	消防庁	—
横手市	【市】消防施設等整備事業(小型動力消防ポンプ)	17箇所	43	R4~R7	消防庁	—
湯沢雄勝広域市町村圏組合	緊急消防援助隊設備整備費補助事業 (災害対応特殊救急自動車・高度救命処置用資機材)	1箇所	35	R3	消防庁	—
湯沢雄勝広域市町村圏組合	緊急消防援助隊設備整備費補助事業 (災害対応特殊消防ポンプ自動車(CD-I型))	1箇所	45	R3	消防庁	—
湯沢雄勝広域市町村圏組合	緊急消防援助隊設備整備費補助事業 (災害対応特殊消防ポンプ自動車(CD-I型))	1箇所	45	R4	消防庁	—

湯沢雄勝広 域市町村圏 組合	緊急消防援助隊設 備整備費補助事業 (災害対応特殊水 槽付消防ポンプ自 動車(I-B型))	1箇所	85	R5	消防庁	—
湯沢雄勝広 域市町村圏 組合	緊急消防援助隊設 備整備費補助事業 (災害対応特殊水 槽付消防ポンプ自 動車(II型))	1箇所	73	R5	消防庁	—
湯沢雄勝広 域市町村圏 組合	緊急消防援助隊設 備整備費補助事業 (災害対応特殊救 急自動車・高度救命 処置用資機材)	1箇所	35	R5	消防庁	—
湯沢雄勝広 域市町村圏 組合	[組]過疎・辺地対策 事業 (災害対応特殊救 急自動車・高度救命 処置用資機材)	1箇所	35	R7	消防庁	—
湯沢市	消防防災施設整備 費補助事業 (耐震性貯水槽40 m ³ 型)	2箇所	22	R3~R4	消防庁	—
湯沢市	[市]消防施設整備 事業 (小型動力ポンプ)	25箇所	50	R3~R7	消防庁	—
湯沢市	[市]消防施設整備 事業 (小型動力ポンプ 付積載車)	12箇所	84	R3~R7	消防庁	—
羽後町	[町]消防防災施設 整備事業 (耐震性貯水槽40 m ³ 型)	5箇所	50	R3~R7	消防庁	—

4. 備考

--

【施設別編】

５号－１ 緊急輸送道路

１．対象施設の整備に係る中長期目標の考え方

地震被災地内外の陸送を確保するための緊急輸送道路は、本県では平成８年度に作成し、平成３０年度に見直した緊急輸送道路ネットワーク計画に基づき、指定道路の整備を順次進めているところである。

長期的な整備目標は、緊急輸送道路ネットワークに位置づけた１次から３次までの輸送ルート全ての道路改良及び整備、さらに地震災害時の安全性や信頼性の高い道路ネットワーク機能の確保を図るとともに、防災点検要対策箇所、道路橋の耐震補強、道路施設の老朽化が著しい箇所等の整備を行うことにより、緊急輸送道路のネットワーク化を完成することを目標としている。

秋田県内における緊急輸送道路の延長は１次が９９７ｋｍ、２次が１，００５ｋｍ、３次が９１ｋｍである。緊急輸送道路に指定されている路線においても線形不良や狭隘な区間など改築を要する箇所は残されているほか、橋梁耐震対策（実施済が４２０橋／５０５橋、整備率：８３．２％）なども推進する必要がある。

２．五箇年計画への計上の考え方

緊急輸送道路のネットワーク化を図るためには、１次から３次までの輸送ルートの全ての道路改良及び整備が急がれるが、特に１次、２次ルートに位置付けられた路線において、重点的に整備することとしている。

そこで、第５次地震防災緊急事業５箇年計画までで未達成となった箇所を計上した。また、改良工事によって輸送力の大きな改善が期待できる箇所や橋梁については、「長寿命化修繕計画」に基づき、緊急性の高い箇所から補修することとしているが、この補修工事に併せて耐震補強も行うこととしている。

３．整備計画

(１) 年次計画

施設分類	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	合計
緊急輸送路	17.2km 36 箇所					17.2km 36 箇所
概算事業費 (百万円)	4,984	5,075	3,486	2,258	923	16,726

(２) 個別計画

事業主体 (位置)	事業名	事業量	概算事業費 (百万円)	実施予 定年度	所管省庁	実施目標との関係
秋田県 (秋田市ほか)	道路事業	9 箇所	9,338	R3～R7	国土交通省	—
秋田県 (大仙市ほか)	道路事業	19 箇所	5,715	R3～R7	国土交通省	—

秋田県 (男鹿市ほか)	道路事業	8箇所	1,673	R3~R7	国土交通省	—
----------------	------	-----	-------	-------	-------	---

4. 備考

--

【施設別編】

5号－2 緊急輸送交通管制施設（警察庁）

1. 対象施設の整備に係る中長期目標の考え方

災害応急対策活動を円滑に実施する上で、緊急輸送道路の交通流確保は極めて重要であり、周辺道路を含め、震災等で想定される停電等においても交通信号機をはじめとした交通管制施設の運用を維持させることが必要である。

本件においても、阪神淡路大震災を契機に、平成8年から地震災害時の道路交通管理体制の整備を進めているところであるが、これら整備が始まってから四半世紀経過し、設備の老朽化が進んでいることから、既存設備の計画的な更新整備を行うことを基本とし、道路の改廃、防災拠点の変更等情勢の変化に適応した整備を継続していくところである。

2. 五箇年計画への計上の考え方

既に整備された施設の耐用年数、障害の発生状況及び優先度を勘案し、必要となる更新整備数を五箇年計画期間中で平準化して計上する。

3. 整備計画

(1) 年次計画

施設分類	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	合計
交通管制センター		1箇所			1箇所	2箇所
交通監視カメラ	3箇所	3箇所	3箇所	4箇所	3箇所	16箇所
車両感知器	20箇所	40箇所	40箇所	40箇所	40箇所	180箇所
信号機用非常電源装置	5箇所	15箇所	15箇所	15箇所	15箇所	65箇所
概算事業費 (百万円)	73	324	110	121	287	915

(2) 個別計画

事業主体 (位置)	事業名	事業量	概算事業費 (百万円)	実施予定年度	所管省庁	実施目標との関係
秋田県 (全域)	交通管制システム 整備事業	198箇所	758	R3～R7	警察庁	－
秋田県 (全域)	大規模災害対策事 業	65箇所	157	R3～R7	警察庁	－

4. 備考

--

【施設別編】

6号 共同溝

1. 対象施設の整備に係る中長期目標の考え方

道路の防災機能の向上や安全で快適な歩行者空間の確保、良好な景観形成を図ることを目的に、本県では昭和61年から電線類の地中化を進めているところである。

中長期的な目標は、国土強靱化として、市街地の緊急輸送道路など道路の閉塞防止を目的とした区間を優先し、自然災害時の電柱倒壊による通行止めを未然に防ぐことにより、地域防災拠点や防災病院の孤立防止と、救命救急や復旧活動に必要な交通機能を確保することを目標としている。

また、交通安全、景観形成としては、世界遺産周辺や重要伝統的建造物群保存箇所等について、景観形成の観点から整備を進めることを目標としている。

秋田県内においては、電線地中化事業が整備されてから41km整備を進めてきたところである。緊急輸送道路などにおける整備効果が期待できる箇所を推進していくほか、整備手法についても低コスト化に取り組みながら整備を推進していく。

2. 五箇年計画への計上の考え方

災害に強い国土のインフラ整備ということで、緊急輸送道路などにおける整備箇所の優先度を高めているところであるが、国、市等と連携しながら一連のエリアで整備を進めることとしている。

国の緊急輸送道路などにおける無電柱化を対象とした個別補助制度を活用するほか、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の予算も活用し、無電柱化の整備推進に努めていくものとする。

3. 整備計画

(1) 年次計画

施設分類	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	合計
共同溝	6.5km 7箇所					6.5km 7箇所
概算事業費 (百万円)	802	802	1,266	1,215	441	4,526

(2) 個別計画

事業主体 (位置)	事業名	事業量	概算事業費 (百万円)	実施予定年度	所管省庁	実施目標との関係
秋田県 (大館市)	道路事業	1箇所	1,209	R3~R6	国土交通省	—
秋田県 (秋田市)	道路事業	3箇所	570	R4~R7	国土交通省	—
秋田県 (秋田市)	街路事業	2箇所	2,007	R3~R7	国土交通省	—
秋田県 (由利本荘市)	街路事業	1箇所	740	R3~R5	国土交通省	—

4. 備考

--

【施設別編】

9号-1 公立小学校（校舎）

1. 対象施設の整備に係る中長期目標の考え方

本県の市町村は、地震災害時の安全確保と被災者の一時的な収容施設として、公立小中学校を避難所に位置付けており、当該施設が必要な耐震性能を保有できるように整備することを目標とし、耐力度調査、耐震診断並びに耐震化優先度調査の調査結果を基に、必要に応じて順次建て替えや補強などの整備を図っている。

市町村においては、学校の統廃合計画や大規模改修計画などを勘案しながら、建築後概ね30年以上経過した施設は耐力度調査を、昭和56年以前に建築された非木造の施設は耐震診断又は耐震化優先度調査を実施することとしている。

これらの結果、耐力度点数が木造で5500点以下、非木造で4500点以下の施設については改築を、耐震診断において、木造でIw値が1.1未満、非木造でIs値が0.7未満の施設については補強又は改築を実施している。

2. 五箇年計画への計上の考え方

本県のほとんどの市町村では、第5次地震防災緊急事業五箇年計画期間までに改築や補強を完了しているが、学校施設の改築等に当たっては、地震災害時における児童・生徒の安全を確保し、また避難収容施設として考慮する必要がある。

こうした中、横手市の学校の耐震化は終了しているが、本計画期間内に耐力度調査を行う学校が1校（朝倉小学校）あり、調査結果によっては改築等の検討が必要となることから、本計画期間内の実効性に配慮し、校舎1校16棟を計上した。

3. 整備計画

(1) 年次計画

施設分類	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	合計
公立小中学校等（校舎）			16棟 1学校	16棟 1学校		16棟 1学校
概算事業費（百万円）			410	959		1,369

(2) 個別計画

事業主体（位置）	事業名	事業量	概算事業費（百万円）	実施予定年度	所管省庁	実施目標との関係
横手市	公立学校施設整備事業	16棟1学校	1,369	R5～6	文部科学省	—

4. 備考

朝倉小学校

【施設別編】

9号－2 公立小学校（屋体）

1. 対象施設の整備に係る中長期目標の考え方

本県の市町村は、地震災害時の安全確保と被災者の一時的な収容施設として、公立小中学校を避難所に位置付けており、当該施設が必要な耐震性能を保有できるように整備することを目標とし、耐力度調査、耐震診断並びに耐震化優先度調査の調査結果を基に、必要に応じて順次建て替えや補強などの整備を図っている。

市町村においては、学校の統廃合計画や大規模改修計画などを勘案しながら、建築後概ね30年以上経過した施設は耐力度調査を、昭和56年以前に建築された非木造の施設は耐震診断又は耐震化優先度調査を実施することとしている。

これらの結果、耐力度点数が木造で5500点以下、非木造で4500点以下の施設については改築を、耐震診断において、木造でIw値が1.1未満、非木造でIs値が0.7未満の施設については補強又は改築を実施している。

2. 五箇年計画への計上の考え方

本県のほとんどの市町村では、第5次地震防災緊急事業五箇年計画期間までに改築や補強を完了しているが、学校施設の改築等に当たっては、地震災害時における児童・生徒の安全を確保し、また避難収容施設として考慮する必要がある。

こうした中、横手市の学校の耐震化は終了しているが、本計画期間内に耐力度調査を行う学校が1校（朝倉小学校）あり、調査結果によっては改築等の検討が必要となることから、本計画期間内の実効性に配慮し、屋体1校2棟を計上した。

3. 整備計画

(1) 年次計画

施設分類	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	合計
公立小中学校等（屋体）			2棟 1学校	2棟 1学校		2棟 1学校
概算事業費（百万円）			102	241		343

(2) 個別計画

事業主体（位置）	事業名	事業量	概算事業費（百万円）	実施予定年度	所管省庁	実施目標との関係
横手市	公立学校施設整備事業	2棟1学校	343	R5～6	文部科学省	—

4. 備考

朝倉小学校

【施設別編】

11号 公的建造物

1. 対象施設の整備に係る中長期目標の考え方

地震発生時における応急措置等を迅速かつ的確に実施するため、既存の災害対策活動の拠点となる施設及び災害時に住民の避難所として使用する施設について、耐震診断及び防災点検等を実施し、地震防災上必要な改修、補強等を計画的に推進する。

2. 五箇年計画への計上の考え方

昭和56年以前に建築された防災拠点施設等のうち、耐震診断により耐震補強が必要と判断された3施設について、計画計上する。

3. 整備計画

(1) 年次計画

施設分類	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	合計
公的建造物	3施設					3施設
概算事業費 (百万円)	82	55	395	393		925

(2) 個別計画

事業主体 (位置)	事業名	事業量	概算事業費 (百万円)	実施予定年度	所管省庁	実施目標との関係
小坂町	公共施設等耐震化事業 (川上公民館体育館耐震改修)	1施設	50	R4	消防庁	—
大館市	施設整備事業(市) (消防署北分署)	1箇所	545	R3~R6	消防庁	—
湯沢雄勝広 域市町村圏 組合	公共施設建設事業 (湯沢雄勝広域市 町村圏組合消防署 羽後分署庁舎建設 工事)	1箇所	330	R4~R6	消防庁	—

4. 備考

--

【施設別編】

12号－1 海岸保全施設

1. 対象施設の整備に係る中長期目標の考え方

対象施設は過去の被害地震、並びに活断層の分布等、本県における地震災害環境を勘案の上、対象地域は地震防災対策特別措置法第2条第1項の規定に基づき、県全域としている。

本県の海岸線は6市2町におよび、その総延長は263kmに達し、そのうち漁港海岸は3市1町約47kmである。

地震による津波の影響により、沿岸施設と住民等の生活に被害を及ぼすおそれのある地域において、海岸保全施設の整備を推進する。社会資本整備重点計画に基づき、平成28年度から平成32年度の第5次五箇年計画に沿って整備を推進している。令和3年以降は緊急度の高い施設から計画的に実施していく予定である。

2. 五箇年計画への計上の考え方

地震により生ずる津波から住民の生命・身体・財産を保護するため、海岸防災林2,350m、護岸等施設1,680mを計上する。

3. 整備計画

(1) 年次計画

施設分類	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	合計
海岸保全施設 (護岸等)	6箇所 410m	220m	295m	342m	413m	6箇所 1,680m
海岸保全施設 (防災林)	5箇所 350m	590m	470m	470m	470m	5箇所 2,350m
概算事業費 (百万円)	515	897	717	717	717	3,563

(2) 個別計画

事業主体 (位置)	事業名	事業量	概算事業費 (百万円)	実施予 定年度	所管省庁	実施目標との関係
秋田県 (八峰町)	農山漁村地域整備 交付金	1箇所150m	200	R3～R7	農林水産省	－
秋田県 (男鹿市)	農山漁村地域整備 交付金	2箇所809m	508	R3～R7	農林水産省	－
秋田県 (にかほ 市)	農山漁村地域整備 交付金	3箇所721m	705	R3～R7	農林水産省	－
秋田県 (能代市)	防災林造成事業 (上西山)	1箇所500m	350	R3～R7	林野庁	－
秋田県 (能代市)	防災林造成事業 (砂山)	1箇所750m	400	R3～R7	林野庁	－
秋田県 (男鹿市)	防災林造成事業 (一向)	1箇所500m	500	R3～R7	林野庁	－
秋田県 (秋田市)	防災林造成事業 (砂奴寄)	1箇所120m	180	R4	林野庁	－

秋田県 (秋田市)	防災林造成事業 (天稗野)	1箇所 480m	720	R4~R7	林野庁	—
--------------	------------------	----------	-----	-------	-----	---

4. 備考

--

【施設別編】

13号－1 砂防施設

1. 対象施設の整備に係る中長期目標の考え方

本県は三方を山に囲まれており、地質は脆く崩れやすいことから荒廃地が多く、土砂の発生源となっている。

また、県土の大半は山地で居住できる土地が限られていることから、谷の出口の扇状地にも多くの人家があり、豪雨時に限らず地震発生時においても土砂災害の起こる危険性がある。

本県の地震防災上の土石流危険渓流は1,692箇所（平成14年度調査）であり、令和2年度末までに290箇所が概成している。

今後の地震防災対策としては、地震に誘発され異常な土砂流出が発生するおそれが高く、特に人家、公共施設等に被害を及ぼすおそれのある土石流危険渓流の整備を重点的に進める。

2. 五箇年計画への計上の考え方

計画計上に当たっては、以下の要素に基づいて整備の緊急性の高い箇所の検討を行った。

(1) 保全対象となる住宅戸数が多い。

(2) 地域防災拠点や緊急輸送道路・避難地等、重要な公共施設が被災する可能性が高い。

(3) 要配慮者利用施設を保全する。

以上の考えに基づき、21箇所を計画に計上した。

3. 整備計画

(1) 年次計画

施設分類	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	合計
砂防施設	21箇所					21箇所
概算事業費 (百万円)	728	1,184	1,141	897	433	4,383

(2) 個別計画

事業主体 (位置)	事業名	事業量	概算事業費 (百万円)	実施予定年度	所管省庁	実施目標との関係
秋田県 (大館市)	通常砂防事業	1箇所	184	R3～R6	国土交通省	—
秋田県 (能代市)	通常砂防事業	1箇所	400	R3～R6	国土交通省	—
秋田県 (八峰町)	通常砂防事業	1箇所	208	R3～R4	国土交通省	—
秋田県 (三種町)	通常砂防事業	1箇所	96	R3～R4	国土交通省	—
秋田県 (秋田市)	通常砂防事業	1箇所	166	R3～R4	国土交通省	—
秋田県 (秋田市)	通常砂防事業	1箇所	130	R4～R7	国土交通省	—

秋田県 (由利本荘市)	通常砂防事業	1箇所	465	R3~R6	国土交通省	—
秋田県 (由利本荘市)	通常砂防事業	1箇所	83	R3~R6	国土交通省	—
秋田県 (由利本荘市)	通常砂防事業	1箇所	122	R3~R6	国土交通省	—
秋田県 (仙北市)	通常砂防事業	1箇所	190	R4~R7	国土交通省	—
秋田県 (横手市)	通常砂防事業	1箇所	139	R3~R5	国土交通省	—
秋田県 (横手市)	通常砂防事業	1箇所	206	R3~R7	国土交通省	—
秋田県 (横手市)	通常砂防事業	1箇所	156	R3~R5	国土交通省	—
秋田県 (横手市)	通常砂防事業	1箇所	250	R3~R7	国土交通省	—
秋田県 (湯沢市)	通常砂防事業	1箇所	60	R3	国土交通省	—
秋田県 (湯沢市)	通常砂防事業	1箇所	118	R4~R7	国土交通省	—
秋田県 (由利本荘市)	火山砂防事業	1箇所	22	R3~R6	国土交通省	—
秋田県 (由利本荘市)	火山砂防事業	1箇所	240	R3~R6	国土交通省	—
秋田県 (由利本荘市)	火山砂防事業	1箇所	160	R4~R7	国土交通省	—
秋田県 (仙北市)	火山砂防事業	1箇所	210	R3~R4	国土交通省	—
秋田県 (湯沢市)	火山砂防事業	1箇所	778	R3~R7	国土交通省	—

4. 備考

--

【施設別編】

13号－２ 保安施設

1. 対象施設の整備に係る中長期目標の考え方

山腹の崩壊、崩壊土砂の流出等により、人家や及び公共施設等に直接被害を与える恐れのある区域が山地災害危険地区（山腹崩壊、崩壊土砂流出、地すべり、雪崩）として、県全域に7,593地区指定されている。

緊急性や危険性の高い地区から治山事業を実施しているところであるが、人家等が密集している地区については、大規模な地震が発生した場合に、山腹崩壊や崩壊土砂の流出等による被害が発生する危険性がある。

本県の山地災害危険地区の整備率（着手率）は、令和2年度現在、27.5%と低位であり、特に保全対象に人家等の密集地がある未整備（未着手）の危険地区については、早急に整備を進める必要がある。

今後、未整備（未着手）の危険地区への治山事業の実施により、地域住民の安全を図る。

2. 五箇年計画への計上の考え方

地震発生による山地に起因する災害の発生を抑制し、被害軽減を図るため、治山ダム工及び山腹工等の保安施設の整備を実施する。

計画計上にあたっては、人家等が密集する区域に係る山地災害危険地区への保安施設整備を予防治山事業等による新規地区として100箇所計上した。

3. 整備計画

(1) 年次計画

施設分類	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	合計
保安施設	20箇所	20箇所	20箇所	20箇所	20箇所	100箇所
概算事業費 (百万円)	500	500	500	500	500	2,500

(2) 個別計画

事業主体 (位置)	事業名	事業量	概算事業費 (百万円)	実施予定年度	所管省庁	実施目標との関係
秋田県 (県内全域)	治山事業	100箇所	2,500	R3～R7	林野庁	—

4. 備考

【施設別編】

13-3号 地すべり防止施設

1. 対象施設の整備に係る中長期目標の考え方

本県では、融雪や梅雨期の集中豪雨による地すべり災害が発生しているが、このような災害が発生する場所は、地震による地すべり災害発生危険箇所でもある。

地すべりによる被害を防止又は軽減することにより、地域住民の安全を確保するとともに重要な公共建築、公共施設、農業用施設等の保全のため、地すべり防止施設を緊急に整備する必要がある。

令和２年度末時点での、建設省通知による地すべり危険箇所は２６２箇所、林野庁通知による地すべり危険地区は２５０箇所、農林水産省の調査による地すべり危険地域は６７箇所となっている。（それぞれ重複箇所あり）

そのうち、令和２年度末までに、地すべり危険箇所７８箇所、地すべり危険地区１１３箇所、地すべり防止区域３１箇所の計２２２箇所について対策を実施している。

今後の地震防災対策としては、地すべりの発生により被害が生ずる恐れのある箇所についての整備が長期的な目標となる。

2. 五箇年計画への計上の考え方

地すべり災害の発生を抑制し被害の軽減を図るため、地すべり防止施設の整備を促進する。

計画計上に当たっては、学校・病院・社会福祉施設等の公共建物、河川・道路等の公共施設、農地・農業用施設等の保全及び人命や家屋の保護を目的として、地震防災対策上、特に整備の必要性がある１１箇所（農林水産省所管３箇所、林野庁所管４箇所、国土交通省所管４箇所）について計上した。

3. 整備計画

(1) 年次計画

施設分類	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	合計
地すべり防止施設	11箇所					11箇所
概算事業費 (百万円)	876	970	930	550	465	3,791

(2) 個別計画

事業主体 (位置)	事業名	事業量	概算事業費 (百万円)	実施予定年度	所管省庁	実施目標との関係
秋田県 (由利本荘市)	農地地すべり対策事業	1箇所	12	R3～R5	農林水産省	—
秋田県 (由利本荘市)	農地地すべり対策事業	1箇所	28	R3～R5	農林水産省	—

秋田県 (由利本荘市)	農地地すべり対策事業	1箇所	3	R3	農林水産省	—
秋田県 (小坂町)	地すべり防止事業 (上鴛沢)	1箇所	1,000	R3~R7	林野庁	—
秋田県 (北秋田市)	地すべり防止事業 (荒瀬川)	1箇所	150	R3~R5	林野庁	—
秋田県 (由利本荘市)	地すべり防止事業 (砥沢)	1箇所	750	R3~R5	林野庁	—
秋田県 (東成瀬村)	地すべり防止事業 (狼沢)	1箇所	450	R3~R5	林野庁	—
秋田県 (北秋田市)	地すべり対策事業	1箇所	786	R3~R7	国土交通省	—
秋田県 (北秋田市)	地すべり対策事業	1箇所	252	R3~R7	国土交通省	—
秋田県 (男鹿市)	地すべり対策事業	1箇所	350	R3~R7	国土交通省	—
秋田県 (男鹿市)	地すべり対策事業	1箇所	10	R3	国土交通省	—

4. 備考

--

【施設別編】

13号－4 急傾斜地崩壊防止施設

1. 対象施設の整備に係る中長期目標の考え方

近年、集中豪雨や融雪時に各地で急傾斜地の崩壊が頻発し、人命・財産に重大な被害をもたらしているが、こうした気象条件と併せ急傾斜地は、地震による土砂災害の発生する危険性も高い。

また、地震発生時には崩土による住宅の被害はもとより、避難地や避難路となる施設が被災している事例もある。さらに、要配慮者利用施設においては、避難するまでに時間を要し地震により土砂災害が誘発した場合は甚大な被害となる。

本県で、地震防災上の急傾斜地崩壊危険箇所は1,318箇所あり、令和2年度末までに469箇所について概成している。今後も、地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、急傾斜地崩壊危険箇所への事業の着手及び整備を順次進めていく。

2. 五箇年計画への計上の考え方

計画計上にあたっては、以下の要素に基づいて整備の緊急性が高い箇所の検討を行った。

- (1) 保全対象となる住宅戸数が多い。
- (2) 保全対象地区に要配慮者利用施設をはじめとする社会福祉施設や公共施設がある。
- (3) 緊急輸送道路・避難路・その他迂回路の無い市町村道等が被災する可能性が高い。

以上の考え方に基づき、2箇所を計上した。

3. 整備計画

(1) 年次計画

施設分類	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	合計
急傾斜地崩壊防止施設	2箇所					2箇所
概算事業費 (百万円)	63	118	110	102	50	443

(2) 個別計画

事業主体 (位置)	事業名	事業量	概算事業費 (百万円)	実施予定年度	所管省庁	実施目標との関係
秋田県 (横手市)	急傾斜地崩壊対策事業	1箇所	250	R3～R7	国土交通省	－
秋田県 (八峰町)	急傾斜地崩壊対策事業	1箇所	193	R3～R6	国土交通省	－

4. 備考

--

【施設別編】

13号－5 ため池

1. 対象施設の整備に係る中長期目標の考え方

県内にある農業用ため池約2,700箇所のうち、下流に人家や学校等があり防災上重要なため池を防災重点農業用ため池に位置付け、下流への影響度など優先度の高いものから耐震性調査等を実施し、対策が必要なため池については、ハード対策(防災対策工事)を行うことで被害の軽減を図る。

2. 五箇年計画への計上の考え方

地震時の被害の軽減や、農業用水の確保及び農地等の防災保全を目的として、43箇所のため池を整備する。

3. 整備計画

(1) 年次計画

施設分類	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	合計
ため池	32箇所	――	11箇所	――	――	43箇所
概算事業費 (百万円)	2,400	1,450	1,887	1,213	1,167	8,117

(2) 個別計画

事業主体 (位置)	事業名	事業量	概算事業費 (百万円)	実施予 定年度	所管省庁	実施目標との関係
秋田県 (秋田市)	ため池等整備事業 (ため池)	1箇所	27	R3～R4	農林水産省	―
秋田県 (由利本荘市)	ため池等整備事業 (ため池)	1箇所	220	R3～R5	農林水産省	―
秋田県 (羽後町)	ため池等整備事業 (ため池)	1箇所	80	R3	農林水産省	―
秋田県 (五城目町)	ため池等整備事業 (ため池)	1箇所	5	R3	農林水産省	―
秋田県 (男鹿市)	ため池等整備事業 (ため池)	1箇所	29	R3～R4	農林水産省	―
秋田県 (潟上市)	ため池等整備事業 (ため池)	1箇所	10	R3～R4	農林水産省	―
秋田県 (大仙市)	ため池等整備事業 (ため池)	1箇所	14	R3	農林水産省	―
秋田県 (大館市)	ため池等整備事業 (ため池)	1箇所	622	R3～R5	農林水産省	―
秋田県 (大館市)	ため池等整備事業 (ため池)	1箇所	202	R3～R4	農林水産省	―
秋田県 (三種町)	ため池等整備事業 (ため池)	1箇所	76	R3～R4	農林水産省	―
秋田県 (三種町)	ため池等整備事業 (ため池)	1箇所	183	R3～R4	農林水産省	―
秋田県 (由利本荘市)	ため池等整備事業 (ため池)	1箇所	216	R3～R4	農林水産省	―

秋田県 (仙北市)	ため池等整備事業 (ため池)	1箇所	48	R3~R4	農林水産省	—
秋田県 (仙北市)	ため池等整備事業 (ため池)	1箇所	92	R3~R4	農林水産省	—
秋田県 (羽後町)	ため池等整備事業 (ため池)	1箇所	69	R3~R4	農林水産省	—
秋田県 (羽後町)	ため池等整備事業 (ため池)	1箇所	80	R3~R4	農林水産省	—
秋田県 (三種町)	ため池等整備事業 (ため池)	1箇所	151	R3~R5	農林水産省	—
秋田県 (秋田市)	ため池等整備事業 (ため池)	1箇所	248	R3~R5	農林水産省	—
秋田県 (秋田市)	ため池等整備事業 (ため池)	1箇所	230	R3~R5	農林水産省	—
秋田県 (由利本荘市)	ため池等整備事業 (ため池)	1箇所	509	R3~R6	農林水産省	—
秋田県 (大仙市)	ため池等整備事業 (ため池)	1箇所	393	R3~R5	農林水産省	—
秋田県 (大仙市)	ため池等整備事業 (ため池)	1箇所	92	R3~R4	農林水産省	—
秋田県 (湯沢市)	ため池等整備事業 (ため池)	1箇所	120	R3~R4	農林水産省	—
秋田県 (大仙市)	ため池等整備事業 (ため池)	1箇所	203	R3~R6	農林水産省	—
秋田県 (大仙市)	ため池等整備事業 (ため池)	1箇所	162	R3~R6	農林水産省	—
秋田県 (由利本荘市)	ため池等整備事業 (ため池)	1箇所	310	R3~R6	農林水産省	—
秋田県 (由利本荘市)	ため池等整備事業 (ため池)	1箇所	674	R3~R7	農林水産省	—
秋田県 (大館市)	ため池等整備事業 (ため池)	1箇所	200	R3~R6	農林水産省	—
秋田県 (秋田市)	ため池等整備事業 (ため池)	1箇所	170	R3~R5	農林水産省	—
秋田県 (秋田市)	ため池等整備事業 (ため池)	1箇所	579	R3~R7	農林水産省	—
秋田県 (にかほ市)	ため池等整備事業 (ため池)	1箇所	250	R3~R7	農林水産省	—
秋田県 (横手市)	ため池等整備事業 (ため池)	1箇所	265	R3~R7	農林水産省	—
秋田県 (大館市)	ため池等整備事業 (ため池)	1箇所	229	R5~R7	農林水産省	—
秋田県 (北秋田市)	ため池等整備事業 (ため池)	1箇所	250	R5~R7	農林水産省	—
秋田県 (三種町)	ため池等整備事業 (ため池)	1箇所	263	R5~R7	農林水産省	—
秋田県 (秋田市)	ため池等整備事業 (ため池)	1箇所	215	R5~R7	農林水産省	—
秋田県 (大仙市)	ため池等整備事業 (ため池)	5箇所	213	R5~R7	農林水産省	—
秋田県 (美郷町)	ため池等整備事業 (ため池)	2箇所	418	R5~R7	農林水産省	—

4. 備考

--

【施設別編】

15号 防災行政無線

1. 対象施設の整備に係る中長期目標の考え方

災害時に人的被害を最小限に抑えるためには、早期避難が重要であるが、そのためには、情報を迅速かつ確実に住民に伝えることが最も重要である。

市町村が住民に情報を伝達する手段として、従来の防災行政無線や消防団による広報等に加え、現在は、コミュニティFMや登録制メール、SNSなど、数多くの情報伝達手段が存在する。

災害情報の住民への伝達は、一つの手段で行うよりも、複数の手段で行った方が、より確実に、よりきめ細かに、より多くの住民に伝達が可能になることから、全25市町村において、これらの手段を効率よく組み合わせた多様な情報伝達手段を整備していく必要がある。

2. 五箇年計画への計上の考え方

同報系の防災行政無線は、災害情報の多様な伝達手段の中でも輻輳の可能性が低く、緊急情報を不特定多数の住民等に伝達できる非常に有用な手段である。

にかほ市においては、現在活用している防災行政無線について老朽化等が進んでいることから、引き続き災害情報を確実に伝達するため、その更新整備事業について計上した。

3. 整備計画

(1) 年次計画

施設分類	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	合計
防災行政無線		1箇所				1箇所
概算事業費 (百万円)		27	305	388	97	817

(2) 個別計画

事業主体 (位置)	事業名	事業量	概算事業費 (百万円)	実施予定年度	所管省庁	実施目標との関係
にかほ市	防災行政無線設備 強化事業(市)	1箇所	817	R4~R7	消防庁	—

4. 備考

--

【施設別編】

16号 飲料水施設・電源施設等

1. 対象施設の整備に係る中長期目標の考え方

秋田県水道ビジョンの中で、自然災害等による被害を最小限にとどめ、被災した場合であっても、迅速に復旧できるしなやかな水道を目指すための施策として、耐震化の推進を掲げている。

県内の水道施設の多くは経済の高度成長期に構築されたものが多く、老朽化が進むとともに、石綿セメント管も存在しており、耐震化という観点から見て大きな課題となっている。

昭和58年の日本海中部地震では、当時の69市町村のうち、29市町村45施設の上水道・簡易水道が被害を受け、22,187戸が断水するなど県民生活に大きな打撃を受けた経験があり、これを教訓として、市町村における水道施設の整備では、耐震化の推進を助言・指導してきたところである。

この結果、平成23年度の東日本大震災では12市町の52,286戸で断水したものの、ほとんどが停電によるものであり、施設損壊による断水はごく少数の箇所のみであった。

今後、さらに水道施設の被害の軽減を図るために、老朽化に伴う施設の新設・更新にあたっては、耐震性を十分考慮した施設整備を行うよう助言・指導する。

2. 五箇年計画への計上の考え方

秋田県水道ビジョンにおいては、災害に強い水道を構築すると定めている。

この目標の達成に向け、各市町村を事業主体として水道の施設整備を進めることとし、その各段階で、耐震・免震型資機材等の使用について助言・指導している。

秋田市においては、浄水施設の老朽化が進行していることに加え、耐震性能の不足等があることから、その耐震化と非常用自家発電施設の設置事業を計上。

また既設配水池の非常時のバックアップ用として、配水池の増設事業を併せて計上した。

3. 整備計画

(1) 年次計画						
施設分類	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	合計
上水道施設				3 箇所		3 箇所
配水池				1 箇所		1 箇所
概算事業費 (百万円)				2,468	3,489	5,957

(2) 個別計画						
事業主体 (位置)	事業名	事業量	概算事業費 (百万円)	実施予 定年度	所管省庁	実施目標との関係
秋田市	水道施設機能維持 整備事業(非常用自 家発電機)	2 箇所	344	R6~R7	厚生労働省	—
秋田市	緊急時給水拠点確 保等事業	1 箇所	4,183	R6~R7	厚生労働省	—
秋田市	浜田配水場増設事 業(配水池)(市)	1 箇所	1,430	R6~R7	厚生労働省	—

4. 備考

--

【施設別編】

17号 備蓄倉庫

1. 対象施設の整備に係る中長期目標の考え方

県地域防災計画において、「大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようにはできないとの認識のもと、初期対応に十分な量の物資を備蓄する」こととし、県と市町村の役割分担、共同備蓄品目及び備蓄目標量を定めて実施している。

市町村は、災害時に避難された方々に速やかに備蓄物資を提供できるよう、学校や地区センターなど、指定避難所となる施設や近隣に備蓄するよう努めるものとして、その整備を進めているところである。

2. 五箇年計画への計上の考え方

備蓄については、県と市町村の共同備蓄を全25市町村で実施しているほか、共同備蓄以外の市町村独自備蓄についてもその推進に努めているところである。

本計画には、現在、浸水想定区域内にある共同施設から区域外の専用施設への整備を図るための五城目町1箇所の整備事業を計上した。

3. 整備計画

(1) 年次計画

施設分類	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	合計
備蓄倉庫			1箇所			1箇所
概算事業費 (百万円)			31			31

(2) 個別計画

事業主体 (位置)	事業名	事業量	概算事業費 (百万円)	実施予定年度	所管省庁	実施目標との関係
五城目町	備蓄倉庫建設事業	1箇所	31	R5	消防庁	—

4. 備考

--

【施設別編】

19号 老朽化住宅密集市街地

1. 対象施設の整備に係る中長期目標の考え方

本県ではこれまで、地震発生時における建築物等の倒壊、損壊の被害の防止及び土地の合理的な活用、また生活環境の改善を目的として、土地区画整理事業等を実施し、既成市街地の建築物等の耐震化や、不燃化の整備を進めてきたところである。

老朽住宅が密集する地区や公共施設が不足している地区等において、居住環境の改善を図るため、住宅の改善や道路・公園等の公共施設の整備を促進する。

宅地・道路・公園等の公共施設を総合的に整備し、地域の防災力向上と都市機能の確保を図り、市街地の総合的な都市基盤整備を行う。

2. 五箇年計画への計上の考え方

市街地の総合的な都市基盤整備、老朽住宅密集対策、防災上危険な老朽住宅密集市街地の老朽建築物除去を、一体的、総合的に実施する。

これらの考え方に基づき、秋田市において2箇所5.25ha、大館市において1箇所1.0haを計上した。

3. 整備計画

(1) 年次計画

施設分類	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	合計
土地区画整理	1.75ha 3箇所	1.35ha 3箇所	1.05ha 2箇所	1.05ha 2箇所	1.05ha 2箇所	6.25ha 3箇所
概算事業費 (百万円)	2,270	3,177	2,795	2,593	2,587	13,422

(2) 個別計画

事業主体 (位置)	事業名	事業量	概算事業費 (百万円)	実施予定年度	所管省庁	実施目標との関係
秋田市	秋田駅東第三地区 土地区画整理事業	5.0ha 1箇所	8,295	R3～R7	国土交通省	—
秋田市	秋田駅西北地区 土地区画整理事業	0.25ha 1箇所	4,288	R3～R7	国土交通省	—
大館市	御成町南地区 土地区画整理事業	1.0ha 1箇所	839	R3～R4	国土交通省	—

4. 備考

--